昭和五十二年十二月三日第三種郵便物認可　毎月十八回一・二・三・五・六・七・の日発行
令和二年三月十五日発行　SSKP　通巻第7385号

SSKP 脊損ニュース 3月号

〒152－0034
東京都目黒区
緑が丘２－15－14
村上ビル102
(公社)全国脊髄損傷者連合会
電話(03)6421-4588

(公社)全国脊髄損傷者連合会
ホームページアドレス ＝http://www.zensekiren.jp/

公立共済やすらぎの宿
▲ホテル北野プラザ六甲荘

〒650－0002
兵庫県神戸市中央区北野町１－１－14

ＴＥＬ　０７８－２４１－２４５６
ＦＡＸ　０７８－２４１－２４９７

https://www.kourituyasuragi.jp/kobe/

ユニバーサルルーム（ツイン）　２室
１泊２食付き　￥１２，３００～
（一般会員向け）

※曜日、季節、天候によって変わります。
その他、お問い合わせください。
（情報提供　編集部）

〈３ 月 号 目 次〉

第18回総会山形県大会　公開講演Ⅰ
「交通事故対策セミナー」
その２　文責　編集部 …… 3
講師　虎ノ門法律経済事務所海老名支店支店長
弁護士　菅原　崇　氏

減災《減災意識をたかめる》 …… 8

復興へ　心の支えをおくる
支援金受付のお知らせ …… 14

赤城元理事 大臣表彰される …… 15

兵庫県支部が再始動しました …… 16

全国脊髄損傷者連合会支部所在地一覧 …… 17

1977.12.3 第3種郵便物認可
(発行日)2020.3.15 SSKP 通巻第7385号

業界で唯一シリコンファイバーを使用した快適床ずれ予防マット

ソフタッチユーホー

高い保温性と通気性で冷えず・ムレず

シリコンファイバーを中綿に使用しているので、吸汗性と通気性が良く長時間座っていてもムレず、サラサラと快適です。高い耐圧分散性により、圧迫を軽減。床ずれ予防にも最適です。座面だけでなく、背中、ひじ、ひざの裏までクッションがカバーするので安定感も抜群です。アームチェアパッド専用のシーツ(別売り)もございます。

ソフタッチユーホーアームチェアパッド

側地(表面):綿35%・ポリエステル65%(抗菌加工)
裏面:ナイロン100%　中綿:シリコンファイバー100%
長さ×座面幅×背幅×厚さ(cm):100×50×45×8

¥31,900(税込)

2個1組セット

ベッドマット
¥74,800(税込)

車椅子パッド
¥15,400(税込)

かかとパッド
¥11,000(税込)

吸圧性・吸汗性・通気性の秘密は
シリコンファイバー

業界で唯一!

"シリコンファイバー綿"採用!
長時間座ってもムレにくい!

シリコンファイバーはNASAでロケット発射時の暖衝材として開発されました。
体圧分散効果と通気性に優れ、繊維間の摩擦が非常に少なく、適度な弾力性があるため、床ずれ予防用具として最適です!!

床ずれ対策に併せてオススメ!!

肌改善サプリメント
シスコラも販売中!

メーカー販売価格
4,104円
(税込)

商品のお申込み・お問い合わせ(ホームページ・メールでも受付可能)

☎ 03-3377-2361

日本ヘルスケア(株)
東京都渋谷区笹塚2-21-12

HP http://www.jhckk.co.jp　MAIL jhc@jhckk.co.jp　FAX 03-3377-2214　営業時間 月曜～金曜 9:00～17:30

公益社団法人全国脊髄損傷者連合会
第18回総会山形県大会　公開講演Ⅰ

「交通事故対策セミナー」

講師　虎ノ門法律経済事務所海老名支店支店長
弁護士　菅原　崇　氏

その２　　文責　編集部

私が司法試験に合格できない理由、山ほどありました。挙げればキリがないのですが、まず「字が書けない」。司法試験は論文試験なので、字が書けない人は基本、受験しないのです。字が書けないとか、私は音声で字が書けるのですけれども、音声受験は司法試験に過去前例がないと言われてしまいました。前例がないからあなたは受けられないと言われました。今まで法律の勉強をしたことがなかったり、体も要介護だったり、本もうまくめくれないし、体力もぜんぜんなくなっていました。ということで司法試験に合格できない理由、山ほどありました。だから無理だとよく言われました。「無理だと思ったら無理」なので、「そんなことない」ということで歯を食いしばった覚えがあります。

あとは、人間は弱いので、無理無理、とみんなに言われてしまうと、それを言い訳にしてできない理由を探し、そこに逃げ込んで、「こうだから無理、もう諦めよう」となってしまうのです。

音声受験は法務省に蹴られたのです。そんなの前例に全然ないから無理だよ、受けられないよ、と言われてしまったのです。受験をそもそもさせてもらえないという話がでてきたり、司法試験も合格率が10％未満で非常に厳しいなという話もあったし、そもそも勉強時間の確保が大変なのです。皆さんお分かりかと思いますけれども、リハビリや介護を受けていますと、どうしても時間がないと。体力もないし、人のせいにすれば学費も出してくれないし、言い訳は山ほどありました。

この言い訳に逃げてしまうとダメだなと思いました。ではどうすればと考えたのです。できない理由を見付けてしまうと、私みたいな弱い人間はそこに逃げてしまうのです。そこで、私はできない理由はもう見付けないと決めました。できない理由を見付けると目標達成が困難になると思いました。私の本当に悪い癖なのですけれども、他人のせいにします。音声受験も認めてもらえないしとか、人のせいにします。人のせいにしますとよくないですし、他人のせいにしても他人はそんなに簡単に変わらないです。

ですから、他人を変えるのは大変なので、人のせいにしたらなかなか目標達成できないだろうと思うことにしました。ではどうするのだということですけれども、すぐに変われるものがあります、『自分』です。自分だけは自分の意志だけで変えられます。自分を変えるのは簡単だということに気がついて行動するということに決めました。３年間必死に勉強して司法試験の受験に挑戦しました。

平成27年に法科大学院を卒業して、その年の５月に司法試験あるので初受験をしまして、

1977.12.3 第3種郵便物認可
(発行日)2020.3.15 SSKP 通巻第7385号

その年の９月に発表があったのですが、司法試験に合格することができました。この時、音声受験を認めてもらいました。２年かけて法務省と必死に交渉してどうにか認めてもらいまして、日本初の音声受験合格者ということになりました。当時、音声受験をしたのも私一人だったので、当然日本初なのです。今は音声受験を続けている人が、いるらしくて、第２号が近いうち出るのではないかと期待してますが、今のところ音声受験合格者は日本初で一人だけです。

○一発合格への道…

ではどうやったら一発合格できたかということなのですけれども、司法試験はそんなに簡単ではないので、必ず受かるという話ではないのです。私がやったことを紹介します。まず５分で落ちこぼれたのですけれども、一回で合格すると言い続けました。同級生にも先生にも、５分で落ちこぼれた私が絶対一回で受かるからと言っていたのです。そうするとみんなぽかーんとしています。若い子たちですから、一緒の同級生は当時20代、25ぐらいですか、若い子たちなので、「あのおっさん、やべーな」となっていました。私が40歳前後で入学して、「あの車いす、やべー」と言われていたのです。それでも私は一回で受かると言い続けました。ちなみに一回で受かると言い続けた理由は、言い訳したくなかったのです。一回で受かると言い続けて、努力もしないで落ちてダメな理由を並べて言い訳したくなかったのです。ですので自分を追い詰めるために絶対受かるぞと言い続けました。あとはゴールに向けて真っすぐ進むということで、これを意識しました。

ゴールって何だろう。こと資格試験においては、過去の問題です。例えば去年の過去問は、去年この過去問で合格点が取れれば受かるわけです。ですから去年のゴールは去年の過去問なのです。おととしの過去問はおととしのゴールなのです。今年の問題はもちろんみる事はできませんから、過去の問題に学んで過去の合格ラインに到達するように勉強することを考えました。

あとは成功者に学ぶ。司法試験だったら司法試験の合格者に話を聞きに行きました。他の試験でも同じです。その試験に受かった方の話を聞くのが恐らく最短で進むことになるのではないかと思います。

過去問はよくよく分析しますと、毎年似たような傾向になったり、同じ問題は出ませんが結構同じような問いかけをされたり、いろいろ見えてくるものがあるので、過去問に学んでゴールに向かって真っすぐ進むと。さらに常に自分に何が必要かと考えると考え続けるということをしました。

そんなことをしながらやって来たのですが、国家試験の合格方法はあると思うのです。どういうことかと言いますと、過去問で点が取れれば、その過去問のレベルで合格できるわけです。そうするとどうやって合格していくかということなのですけれども、スタートゾーンと合格ゾーンがあるとしますと、努力の方法と努力の量でたぶん合否が決まるのだと思います。ベクトルで示すと努力をした人、非常に矢印が長いので非常に勉強したと、だけどちょっとずれていたと、努力の方法がずれてたということで、こういう努力をしても合格はなかなかできないということになると思います。

あとは方向は合っているのだけれども、努力の量が足りないという場合も届かないです。方向が違うとやっぱり不合格になってしまうこういう例がありますし、方向が全く違ってあちこちいっても、最後に修正して合格ゾーンに入っていくことができれば、合格すると思います。あとはゴールを見据えて真っすぐ進めば、合格圏内に入っていくということで、努力の質と量が国家試験において最も大事だろうと思います。

では、質を確保するためには、過去問に学ぶのが一番いいし、成功者に学ぶのが一番いいのではないかと私は思っています。

そうこうしているうちに合格した後の話になります。

合格後は横浜国立大学で車いすの要介護が、合格したということで結構ニュースになりました。新聞にも取り上げられまして、読売とか神奈川新聞とか毎日新聞とかといったところに取り上げられたり、執筆の依頼も結構来ました。ネットで今でも残っていますので、興味のある方はぜひとも見て頂ければと思います。法科大学の講師なんかにも出演させて頂いたり、去年の秋ですが、そういうことがありました。

合格して、少しちやほやされて、調子に乗るのですけれども、また問題に直面します。何かというと、できない理由がまたでてくるのです。要は司法書士になりましても、司法試験の後にもう一回試験があるのですけれども、それにも合格すると弁護士になれるというのが基本的なルールなのです。弁護士になっても、私の要介護とか字が書けない事実は変わらないのです。そうすると就職先がないのです、これまた。弁護士になっても弁護士事務所に入れてもらえないという話になってくるのです。なぜかというと、だって25、26ぐらいの若い弁護士なりたての子と、当時、私は43で弁護士ですから、43の弁護士でしかも要介護で車いすで字も書けないと。どっちを採用したいかというと、若い子採用したいではないですか。なのでなかなか就職先がないのではないかという話がありました。ここで私もずいぶん悩みまして、うちの虎ノ門法律事務所一本に絞って就職活動しました。うちは大きな事務所なので、一人ぐらい変というか、車いすの要介護弁護士がいても支えてくれるのではないかと勝手に思って非常にいいかなと思って、猛アプローチをしました。しかし言われました。「うちに入っても責任もった仕事できるの」と、いろいろな事を言われました。でも私は社会人経験が15年もありました。絶対やってみせると強く押して、内定をもらうことができました。

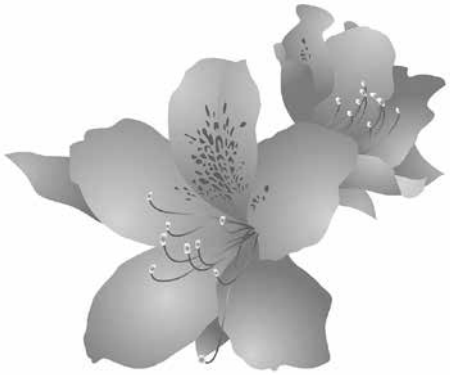

うちの事務所は非常に大きな事務所で弁護士が80か90人ぐらいいる事務所です。私はどうやって仕事をしているかというと、パソコンにマイクを付けて、音声で入力して書面を作るというようなことをしています。本店にまず初めに入ったときに、本店弁護士として修業を開始しました。

○社会経験のネゴシエーションが役立つ…

弁護士としての活動はうちの事務所は一般民事の大手の事務所なので、うちの事務所が得意なのは不動産と相続がとっても得意です。あとは一般の顧問弁護士です。顧問先の企業が、上場企業も含めて山ほどあります。その辺が得意な事務所なのですが、これらはもちろん修行してやったので、たくさん事件をこなしますし、もちろん得意なのですが、私の特徴として何があるかというと、やっぱり交通事故は被害者なのです。なので交通事故に関して、私は事務所内の交通事故を一手に引き受けて、全国対応してやっております。特に頸損、脊損の弁護に関しては、全国どこでも引き受けてやるようにしています。

あとは明治乳業にいたので、食品、これは得意です。税務、これは私は理系なので数字は得意なので税務関係が得意だったり、刑事事件なんかもよくやっています。

刑事事件は法定弁護ももちろん大事なのですけれども、一番大事なのは起訴させないことなのです。起訴されて法廷に被疑者が引きずり出されますと、被告人になってしまうので、そうするとよく聞く“99.9％有罪”ということになってしまうので、起訴をさせない弁護、こういったことに努力しています。

何でそんなことしているかというと、民間企業でさんざん交渉を学びました。ネゴシエーション能力とかをずいぶん学びました。なので私が一番得意なのは交渉、要は目標達成するために話し合おうということを得意にしております。弁護士は交渉のスペシャリストだという方がいらっしゃるのですけれども、それはちょっと間違いです。なぜかというと弁護士は訴訟のプロなのです。交渉が得意な弁護士は、少数です。中にはいますけれども、少数です。なぜかというと司法試験で交渉力は問われないのです。問題にならないのです。なので交渉を訓練した人は少ないのです。でも、私がいた明治では常に調整と交渉なのです。大企業とはそんなものです。なので明治で、さんざん交渉させられて、いろいろな成果を出してきてたので、明治で“ハードネゴシエーター”と呼ばれていました。要は諦めないのです。交渉一回始めますと、「はい」と言うまで諦めないということで、ハードネゴシエーターと言われていましたが、交渉で、あの手この手でどうにかやりたいことを進めて行くということでした。

なので、理系総合職を目指した経験が、実は弁護士として極めて有益だったということに、弁護士になってから知りました。これは正直本当にビックリしました。理系だったので社会人経験は役に立たないだろうと思っていたのですが、まるで間違っていました。これが私の本当の宝です。明治で教わったいろいろな折衝技術、ネゴシエート技術が弁護士として極めて有益です。

ではなぜ交渉が、依頼者から喜ばれるのかということなのですけれども、交渉でまとまれば訴訟する必要がないのです。そうすると日本人は大体訴訟嫌いなので喜ばれます。訴訟しなくて済むからです。訴訟を始めますと、３年４年かかります。交渉だと数か月でまとまることも多いので、非常に短期間に解決できて喜ばれます。

交渉というのは依頼者が納得しなければ交渉は成立しないのです。こういう条件でどうですか、いいよとなったら交渉が成立する。要は、相手方とこちら側が合意したときにのみ交渉が成立するので、依頼者が絶対嫌なことは飲まなくていいのです。ところが裁判になると判決が出ますと、その判決は裁判所が決めるのです。裁判官が決めます。ですので判決の内容は依頼者が全く受け入れられないような内容になることもあるのです。ですので交渉でまとまるというのは非常にそういったメリットがあるのかなと。

では交渉術とは何なのだろうということなのですけれども、決して威圧的に相手をねじ伏せることではないのです。むしろ逆です。もちろん依頼者の希望を聞き取る、それが一番大事なのです。次に大事なのは相手方の意向を引き取ることです。依頼者の希望と完全に相反するところは譲れないけれども、依頼者と希望がずれることが結構多いのです。極端な例をいうと、例えば依頼者は金ではないのだ、と言っている。相手方は金を取られると思っている。頭を下げることは、別にいいのだと思ってたりすることがあるのです。

そうすると、依頼者は金ではないのだと、相手に誠意がないのだと言う。加害者はお金が、ないのですと言う。では、頭を下げるのはありですか、と聞きますと、ありだと。こうなるとまとまるのです。では、申し訳ないですけれども、頭は何度も下げてほしいと。お金は最大限少なく。損害賠償は少なくしてあげるような交渉をするときもあります。そうするとまとまっていったりします。折り合いが付けられれば話し合いで解決できる訳で、双方が何を考えているか、よくよく把握すると話し合いでまとまる可能性が非常に高まる。もちろん弁護士なので訴訟は得意です。折り合いがつかなければ徹底的に訴訟で争うということになります。

ただ、私は受けた案件で、訴訟に行くのは１割か２割で、ほとんどが交渉でまとまって依頼者も喜んでくれるような感じになっています。

あとは顧問弁護士としての活動なんかもしています。一般の企業だったり、個人の顧問なんかもやっていたり、病院クリニックだっ

たり、訪問看護ステーションだったり、障害者団体の顧問もやっております。

○特別に脊損者の弁護活動をすすめる…

脊髄損傷者の弁護活動ということで、これは私が事務所から許可をもらってやっています。通常の弁護士は、交通事故で脊損になった患者さんと、損害賠償だけに関わるのです。

私はこだわりというか、苦労した覚えが非常に強いので、すべての脊髄損傷者患者の入院から退院、社会復帰までは関わりたいと思っていまして、例えば受傷が交通事故ではなくても、プールの飛び込みだったり、柔道だったり、ラグビーだったり、いろいろありますけれども、そういった患者さんの弁護活動もやることがあります。

そうこうしているうちに本店の修業があけて、2018年２月に海老名支店を開業しました。開業の時に皆さんに花を頂いたり、横浜国立大学長からもお花を頂いたり、いろいろ盛大に祝ってもらいました。海老名ではタウンニュースに載ったりしました。最近ですと10日ぐらい前ぐらいかな、毎日新聞に載りました。まだ今でも出ておりますので、毎日新聞、菅原崇といれまして、キーワード検索してもらえれば、記事が見られると思います。興味があればぜひご覧下さい。

ここまでが私の前半で弁護士になるまでと弁護士になってからとの話でまとめてみます。

○自分に言い聞かせてきたこと…

私がやってみてよかったなと思うことをご紹介します。

まず目標を設定する。これは達成できないことも私は非常に多かったけれども、これが人生にとって大事なのではないかと思っています。目標達成すれば当然目標がすんなりクリアできないので、困難に直面します。困難に直面したら、どうすればできるのか常に考える。これはすぐに答えは出ないです。正直、私も何度も何度も悩んで、死のうと思ったことも、もちろんある話なので、困難に直面したらどうすればできるか考える、と言うのですが、そんな１日２日、３日４日、２、３か月では答えが出ないことが多いです。だけど、常に考え続けると、答えがパッと出てくるときがあります。そこで重要なのはできない理由は探さない。こうだからできないとなってしまうと、こうだからできない。

なので、できない理由は探さずに、どうしたらできるかを考え続けるというようなことを心掛けています。なかなかできないのですけれども…。

あとは、他人を変えるのは大変と、自分を変えるのは簡単と常に思うようにしております。他人を変えようと思ったら、100回言っても変わらないので、なかなか難しいです。でも自分が変わろうと思えば変えられる。このへんを私は常に意識をして、目標を設定して、達成するように努力をしています。ただ、目標達成率はそんなに高くないです。たぶん５割もないのではないかなと思っています。

一応そんなことをやっていますので、ご紹介いたしました。

次からは、交通事故の弁護の話になります。

（続く）

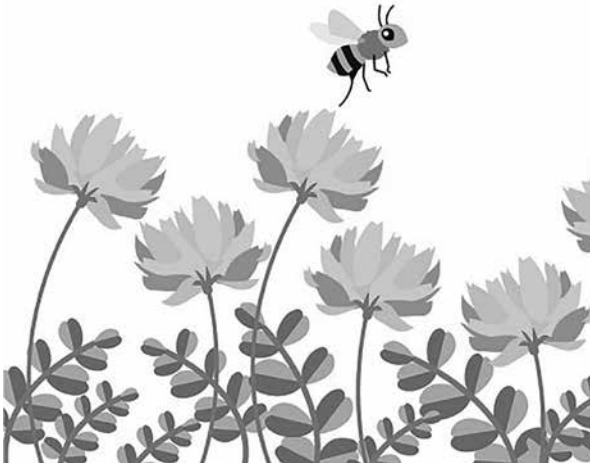

1977.12.3 第３種郵便物認可
（発行日）2020.3.15 SSKP 通巻第7385号

減GENSAI災

《減災意識をたかめる》

３．11東日本大震災９年

目立つ障害者の関連死

「一度は助かった命なのに」
在宅、車中泊余儀なくされ

災害後の避難生活の負担が大きく影響する震災関連死。東日本大震災や東京電力福島第１原発事故で認定された人には、多くの障害者が含まれていた。遺族らは「一度は助かった命なのに」と、悔しさをにじませる。支援団体は「震災の教訓が以降の災害に十分に生かされていない」と警鐘を鳴らす。

■限界

「生活リズムや習慣の変化がストレスになり、体の限界が来てしまったのだろう」。福島県南相馬市で障害者の通所サービスを行う「デイさぽーと　ぴーなっつ」の施設長の郡信子さん（58）は唇をかんだ。

2011年の震災以降、20代～60代の利用者６人が亡くなった。避難などの影響か、体調を崩して入退院を繰り返し、２～３年後に亡くなった利用者が多い。

福島県郡山市の主婦長谷川智美さん（48）は、震災発生から８カ月後の11年11月、同居の父安田健二さんを亡くした。74歳だった。69歳で筋萎縮性側索硬化症（ＡＬＳ）と判明していた。

震災時、自宅は無事で、人工呼吸器や酸素濃縮器は使い続けられたが、食事代わりの液体栄養剤などが手に入らなくなり体調が悪化した。「亡くなった事実は変わらない」と関連死の認定申請はしなかったが「父は震災と原発事故の犠牲者だ」との思いが強い。

■自傷

障害が重い人ほど避難は困難だ。命は助かっても、避難所が障害に十分対応していないなどの理由で被災した自宅に残らざるをえず、十分なサポートが受けられないケースがあったという。

日本障害フォーラム（本部・東京）は、各自治体に障害者手帳所持者の情報開示を求め、南相馬市で11年４～９月、自宅に残った障害者の訪問調査を実施した。

壁に頭をぶつけ、自傷行為をする自閉症患者や、アパートの一室にこもりきりの重度身体障害者と知的障害がある男性らがいた。調査に同行した郡さんは「訪問調査がなければ死者が出たのではないか」と振り返る。

■疑問

東日本大震災の教訓が、その後の大規模災害時に生かされたのか、疑問視する声も上がる。

各地の被災地で支援を行った同フォーラムによると、16年の熊本地震では、避難所に行けない障害者が全壊した自宅の代わりに、敷地内の倉庫で雨風をしのいだり、車中泊を余儀なくされたりしていた。仮設住宅に移った後で、次の住まいが見つからないのも障害者だった。18年北海道地震では、札幌市が当初障害者を受け入れる福祉避難所の開設を公表せず、利用できない人も出た。

関連死は対応次第で減らせる犠牲だ。事務局の原田潔さん（54）は「障害者にとって新しい行き場所を見つけるのは健常者より難しく、長期的支援が求められる。平常時から避難訓練や防災会議の場に障害者が参加する仕組みづくりが必要だ」と訴えた。

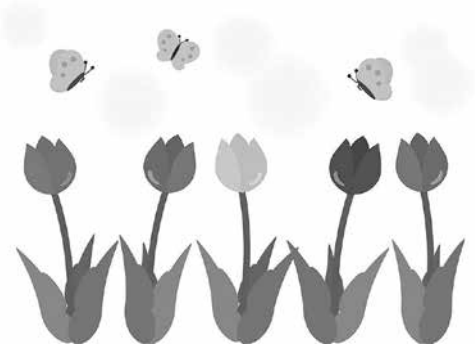

関連死24％が障害者

市町村アンケート「環境変化負担に」

東日本大震災で被災した岩手、宮城、福島３県の市町村で震災関連死と認定された人に占める障害者の割合が24.6％に上ることが１日、共同通信のアンケートで分かった。厚生労働省の推計では、国民に占める障害者の割合は約７％、震災関連死が多い65歳以上での割合も約14％で、専門家は「障害者に関連死が多いと言わざるを得ない。環境が変わる避難生活が負担になった」と指摘している。

障害者は速やかな避難が難しく、津波から逃げ遅れるなどして死亡した割合が高いとされるが、その後もリスクが残ることが明らかになった。

震災関連死は避難生活のストレスによる体調悪化や過労など間接的な原因で死亡することで、自治体が認定する。震災や東京電力福島第１原発事故で被災した42市町村に2019年３月末時点の人数を聞き、32市町村から回答を得た。

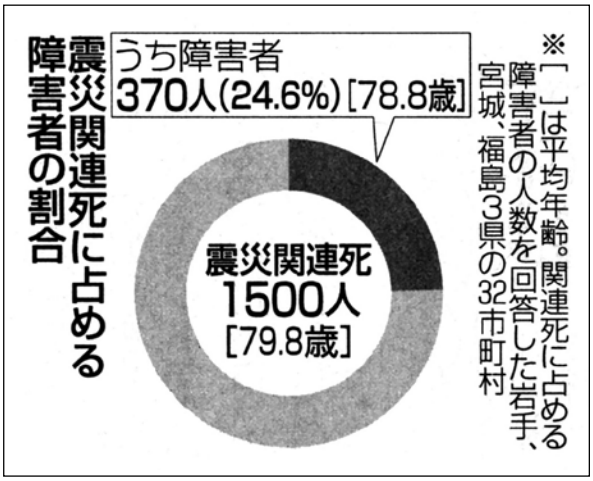

32市町村の震災関連死は1500人（死亡時の平均年齢79.8歳）。このうち震災時点で障害者手帳を所持していた人は370人（同78.8歳）だった。

内訳は、身体障害者352人、知的障害者８人、精神障害者10人。複数の障害がある場合は最初に取得した手帳をカウントした。

課題として「環境の変化による心身の影響が大きく、特に心のケアが難しい」（岩手県釜石市）との声が多い。宮城県東松島市はケアが困難な理由として「津波で、それまで支援していた家族が犠牲になった」ことを挙げた。

第１原発が立地する福島県大熊町は「避難が広域のため実態把握に苦慮している」とした。

東北福祉大の阿部一彦教授（障害福祉学）は、通常の避難所や仮設住宅は、障害者への配慮が不十分だと指摘。「混雑する避難所に行けず、身体への負担が大きい車や浸水した自宅２階で過ごした人がいた。仮設住宅でも、建物の段差や移動手段の確保などストレスは大きい」と指摘。「障害者が支援から取り残されない体制づくりが必要だ」と訴えた。

自助のヒント

関連死、３７００人超

復興庁の集計によると、東日本大震災の震災関連死は、昨年９月末時点で、10都県で計3739人となっている。近年は大きく増えていないが、66歳以上が3313人と約９割を占める。都県別で最多は福島の2286人、宮城928人、岩手469人と続く。神奈川では震災から１カ月以内に死亡した横浜、川崎、海老名の計３人が関連死の人数に計上されている。停電で酸素吸入器が停止したり、勤務先から帰宅途中に倒れたりして亡くなったという。

1977.12.3 第３種郵便物認可
（発行日）2020.3.15 SSKP 通巻第7385号

当事者の男性 講演

被災障害者　どう支援

過酷な避難生活訴え

大規模災害発生時に障害者をどう支援するか―。東京電力福島第１原発事故に見舞われた被災地で障害者の避難支援に奔走した障害当事者の男性が、平塚市内で講演した。自力での避難は難しく、避難所では過酷な生活を強いられる。放射線の恐怖におびえながらも、福島県外への避難は健常者よりもハードルが高い。原発事故を巡る偏見も目の当たりにしながら「差別意識を持つ自分の心と闘っていく姿勢が必要」と訴え、障害者が取り残されない防災対策のあり方を問い掛けた。

講演会で登壇したのは、東日本大震災直後から16年まで福島県内の障害者団体などでつくられた「ＪＤＦ被災地障がい者支援センターふくしま」の代表を務めた白石清春さん。脳性まひで車いす生活を送り、1980年に相模原市で脳性まひ者地域作業所「くえびこ」を設立。その後、故郷の福島県郡山市へ戻り、障害者の自立支援活動を続けた。

あの日、郡山市の福祉施設の３階で巨大な揺れに襲われた。エレベーターは止まり、車いすによる自力避難もできず周囲の助けを借りるしかなかった。

直後に福島県内の22団体でＪＤＦを立ち上げ、被災障害者の支援拠点となった。全国から救援物資とボランティアが集まった一方で、障害者の避難生活は過酷なものだった。

自閉症児の家族は避難所には入れず車上生活を余儀なくされ、避難所の床で寝ることができない身体障害者は10日間、車いすの上で過ごすしかなかった。

仮設住宅も「車いす利用者に対応していない。日本は今まで何度も大きな地震を経験してきたはずなのに…」。

95年の阪神大震災では行政から障害者名簿が提供され、安否確認に役立たれてられた。しかし、今回は個人情報保護法が壁となり、多くの自治体に開示を断られた。それでも根強く交渉し、南相馬市から開示された名簿を基に実態調査を実施。年老いた両親から世話を受け、地域からも福祉サービスからも孤立した多くの障害者の存在が初めて浮かび上がった。「障害者が何処にいるか分からない。災害時には情報開示も必要では」と訴える。

一方、原発事故では「放射線の影響を受けるのは子どもや免疫力の低い障害者」と不安を抱いた。県外への避難も考えたが、仲間の多くが避難先の仕事や住居への不安から反対。自身も福島にとどまることを決意した。

原発反対派の論調やデモのプラカードに肢体不自由児の写真が掲げられることにも、疑問を抱くことがある。福島で障害児が増えるという偏見と障害者の存在を否定するような優生思想。これは入所者19人が犠牲になった相模原殺傷事件で表面化した。社会に根ざす障害者への偏見とも重なる。だからこそ、言わなければならない。

「障害児たちも、生きていくと強い意志を持って生まれてきた命。生きていく権利がある。（偏見をなくすには）障害者が地域に出て自立していく環境をつくっていかなければ」。

講演会は福島県から小学生らの保養受け入れ活動を続けている「福島の親子とともに・平塚」（小嶋倫子代表）が主催した。

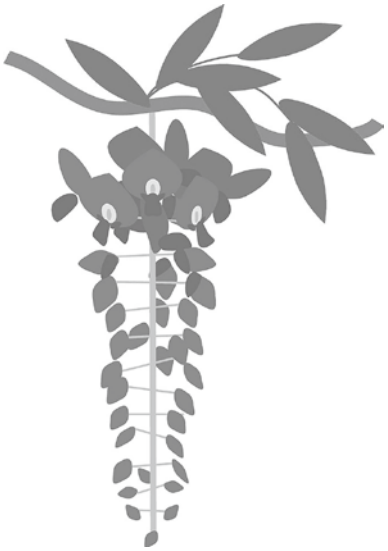

炊き出し栄養偏り 懸念

専門家 自治体の準備不足指摘

災害時、自治体が被災者への炊き出しで食事を提供するに当たり、量や食材の種類を事前に定めているのが45自治体にとどまることが、日本公衆衛生協会の調査で分かった。

炊き出しを予定する867自治体の5.2%。専門家は、避難生活での栄養の偏りや食欲不振は心身の不調や命の危険につながる恐れがあると指摘。自治体に早急な対応を求めている。

大規模災害時には、市区町村が窓口となり炊き出しを実施することが多い。協会が2018年9～12月、1741自治体（全市町村と東京23区）に大規模災害時の栄養や食事の準備を尋ね、1056自治体（60.7%）が回答した。

食事の全部か一部を炊き出しで提供するとしたのは、867自治体（82.1%）だった。うち、肉や野菜の量といった食品の構成なども定めているのは45自治体。事前に献立を作成済みなのは15自治体。半数近くは調理場や人員確保の方法を決めていたが、人手に見込む住民自身が被災する可能性もある。東日本大震災の際、避難所での食事は大きな課題だった。16年の熊本地震では献立と食材の準備がない自治体がご飯と汁物のみの提供にとどまった一方、準備していた地域では野菜炒めや煮物を出せた例もあった。

調査した熊本県水俣保健所の久保彰子参事は、災害時の食糧支援が複数部署にわたり、管理栄養士ら専門家との連携が十分ではないと分析。「食事は栄養補給だけでなく楽しみや安らぎの時間。活力を得て、復興に向け頑張れるようにしなければならない」と話す。

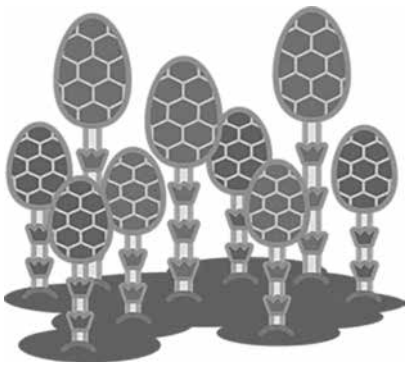

避難所改善 模索続く

運営学ぶ研修やゲームも

災害時に開設される避難所の環境改善や被災者本位の運営に向け、研修やゲームなどの取り組みが広がっている。昨秋の台風19号で設けられた避難所は既に閉鎖されているが、プライバシーの確保などが課題となったケースにいかに学ぶかが問われている。

■「日常」意識

「体育館の床にテープを張り、避難者が生活する区画を整理した。非常口と避難路を確保するためだ」。今年1月29日。横浜市保土ヶ谷区で開かれた避難所運営の研修会。震度7を2度記録した2016年4月の熊本地震で自宅を失い、地元小学校の体育館に身を寄せた吉村静代さん（70）＝熊本県益城町＝が自治会関係者らに訴えた。

ピーク時には約400人が過ごし、足の踏み場もなかった。4カ月に及んだ避難所生活の中で吉村さんが目指したのは「自主運営」だ。行政に頼らず、見知らぬ被災者同士が協力して環境を改善し、一日も早く日常を取り戻すきっかけをつくりたかった。

段ボールベッドや間仕切りが届いた時は、「みんなで汗だくになって組み立てた」。カフェやキッズサロンも開設。交流を通じて生まれたコミュニティーを仮設住宅につなごうという思いがあった。避難所を出た後も、古布を衣類などに再生する「咲き織」の体験会を企画するなど、次第に離れ離れになっていく被災者を結ぶ活動を続けている。

■女性の視点

横浜市立戸塚高校（戸塚区）では昨年7月、机上でカードなどを使って避難所運営を学ぶゲームが初めて行われた。

発電機や食料などがない中、高齢者や障害者、外国人、ペット連れなど境遇の異なる人が次々とやってくるとの想定だ。「高齢者は入り口の近くに」「トイレは屋外でプールの水を使おう」。生徒や保護者らはグループ別に学校の見取り図を広げ、どのスペースに誰

1977.12.3 第３種郵便物認可
（発行日）2020.3.15 SSKP 通巻第7385号

を受け入れるかに頭を悩ませた。

講師の認定ＮＰＯ法人かながわ311ネットワークの石田真実理事が近年の避難所環境の状況を説明した。「阪神大震災の時より改善されたが、ついたてもない避難所は今もある」。着替えや洗濯、支援物資の下着の配布などで女性への配慮が欠けているケースがあるとして、「最近では、更衣室や授乳室などがある女性専用のスペースも提案されている」と紹介した。

■負担大きく

戸塚高校は、市が避難所を開く地域防災拠点ではない。付近の住民は居住地に応じて避難する小中学校が割り当てられている。

にもかかわらず避難所運営ゲームを企画したのは「災害の規模が大きいと、住民が避難してくることもあり得る」（同校）と考えたからだ。東日本大震災や熊本地震では、避難所に指定されていない高校や大学が避難者を急きょ受け入れたほか、遺体安置所が併設された高校もあった。

神奈川県内では昨年10月の台風19号の際、川崎、相模原両市に、自宅に戻れなくなった住民向けの避難所が計４カ所開設された。12月26日までに全て閉鎖されたが、川崎市高津区の避難所で過ごした70代の男性は「知らない人との生活は気を使う」と精神的な負担が大きいとこぼした。

避難所の間仕切りなどの提供について、昨年12月に県と協定を結んだＮＰＯ法人ボランタリー・アーキテクツ・ネットワークの代表理事で建築家の坂茂さんは「これからは体育館などに避難するのではなく、避難所用の設備が整った公共施設を整備していくことも必要だ」と指摘する。

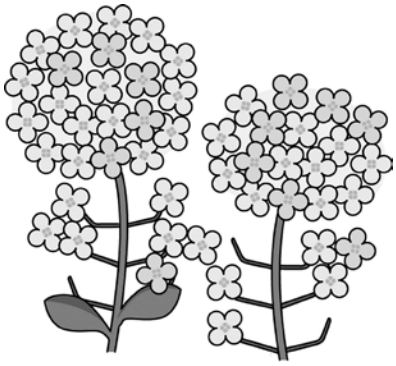

再建支援法床上１ｍの壁
対象外 多数か

甚大な被害をもたらした台風19号で、総務省消防庁が23日公表した住宅被害約６万８千棟のうち、「床下浸水」と浸水が比較的浅い「床上浸水」の区分が合わせて全体の９割以上を占めていることが分かった。水害の場合、被災者生活再建支援法で最大300万円が支給されるのは原則として床上１ｍ以上の浸水などに限られ、対象外となるケースが多数に上るとみられる。浸水の程度が浅くても家財が水に漬かり、多額の損害を抱えた世帯に対する支援が問われそうだ。

消防庁の集計によると、床より下までの「床下浸水」が約３万３千棟、床より上まで浸水したが全壊などには該当しない「床上浸水」が約２万９千棟。ただし、数字は速報値で、件数は今後も増えるとみられるほか、これから本格化する罹災証明書発行の判定作業で正式な被害区分は変わる可能性もある。

被災者生活再建支援法に基づく支援金支給は原則「全壊」「大規模半壊」以上が要件だ。

内閣府によると、水の流れや、がれきの衝撃で外壁などに一定の損傷がある場合、床上1･8m以上の浸水は「全壊」、１ｍ以上1･8m未満は「大規模半壊」と判定。１ｍ未満は「半壊」、床下浸水は「一部損壊」と判定されることが多い。

この基準により、2015年の関東・東北豪雨などでは、床上90センチの浸水で家財が使い物にならなくなってしまっても公的支援の対象外となる世帯が相次いだ。

一方、災害救助法に基づく応急修理費支援制度はこれまで原則として半壊か大規模半壊が対象だったが、９月の台風15号被害を受けて拡充し、一定の要件を満たす一部損壊も含まれることになった経緯がある。

山崎栄一・関西大教授（災害法制）は「水害では全壊判定でなくても、その家で生活を続けることが難しくなることが多い。多額の出費を強いられる実情と判定基準がずれている」と指摘。「被災者生活再建支援法の対象に半壊を含めることや、被害区分にかかわらず仮設住宅入居を認めることも検討すべきだ」と話している。

被災者の住宅再建支援

実態合わず対象外続出

高まる拡充求める声

災害で住宅が被災した世帯に支援金を支払う被災者生活再建支援法の対象拡充を求める声が広がっている。共同通信の調査で、現状でいいとした自治体は16％にとどまる。2018年の大阪府北部地震や19年の台風19号など最近の災害で、支援対象から外れた住民が続出。被害の実態に合わないとの批判が高まる一方、見直しに向けた国の議論は進んでいない。

▽人口流出

「『家を建て直すのは無理』と地域を出る人がたくさんいる。残る人がどれくらいいるか…」。昨年の台風19号で被害を受けた宮城県丸森町の会社員古川敬生さん（71）の声は沈みがちだ。

被災者生活再建支援法では、全壊などと判定されると最大300万円が支給される。半壊や一部損壊は原則対象外だ。古川さんの自宅は床上約20センチが浸水し、罹災証明書で半壊とされた。

水に漬かった床や壁から悪臭が漂い、床材や壁の中の断熱材の取り換えを余儀なくされた。台所の流し台や洗面台も使えなくなり、約600万円かかるという。「うちは安く済む方。半壊となった世帯は多いが、みんな不満なのでは」。

独自支援として、半壊世帯に長野県が最大50万円、福島県が最大10万円の支給に踏み切るなどしたが、宮城県は見送った。「支援はないし、堤防の復旧もどうなることか。地区の人口が減るのは目に見えている」。古川さんはため息をついた。

▽独自策も

全国知事会は対象に半壊を含めるよう求めており、同会の試算によると、一般的に被害額は全壊で約2400万円、大規模半壊で約1400万円、半壊で約１千万円、一部損壊でも約300万円に上る可能性がある。

台風19号で被災した岩手県山田町は、共同通信の調査で「半壊以下に対する支援が何もなく、公平な制度とは言えない」と回答。独自策として全壊世帯などへの支援金上乗せのほか、補修費として半壊に最大100万円、一部損壊に同20万円を支給すると決めた。復興企画課の川守田正人課長は「一部損壊と判定されることが多い床下浸水でも、土砂の撤去などお金は必要。再建を進めてもらうため支援を決めた」と話す。

▽底上げを

被災者生活再建支援法は、1995年の阪神大震災で住宅再建に公的支援を求める声が高まったのを受けて成立。これまで支払われた支援金の総額は約4863億１千万円。全国知事会の要望を受けて内閣府は支援法の今後について検討を始めたばかりだ。

「被災者を切り捨てるのではなく、いかに救うかという発想でないといけない」。東京都内で22日、支援法の問題点などを話し合ったシンポジウムで日弁連災害復興支援委員会委員長の津久井進弁護士が訴えた。日弁連も、同法の抜本的改正を求めている。

政府内部では「南海トラフ地震や首都直下地震といった巨大災害があったら支援金の財源が持たない」と増額に慎重な声もあるが、津久井弁護士は「将来の国難級の災害が、いま目の前にいる被災者を救わない理由にはならない」と指摘。

「相次ぐ災害で苦しむ被災者を救うために支援法を底上げしつつ、南海トラフや首都直下地震の被災者を想定した特別措置を早く検討すべきだ」と強調した。

1977.12.3 第3種郵便物認可
(発行日)2020.3.15 SSKP 通巻第7385号

復興へ 心の支えをおくる

自然災害への支援金受付のお知らせ

台風15号、19号による被害の支援をします

全国各地で多発する豪雨災害に
心よりお見舞い申し上げます

突然襲う地震災害。今般は大阪府という都市型災害で、交通網、ライフラインの災害にも多大な被害が波及しました。会員の人的被害、家屋被害は、一会員の被害報告がありました。今後は、災害への意識を高め、防災に日頃よりこころがけたいものです。

また、全国各地で多発する大雨災害や土砂崩れ。特に西日本豪雨災害は、大変な被害になりました。岡山県支部の一会員が、床上浸水の被害の報告があります。

この趣旨にご理解を賜り支援金募集にご協力下さいますようお願いいたします。

なお、募金は支部ごとに取りまとめをお願いしますが、個人でも直接募金される方は、下記の本部口座に直接お振込み願います。(領収書がほしい方は、郵便振替でお願いします。)

◎支援金の余剰が出た場合は、厳正に別会計として管理し、突発的な災害に準備しておきたいと思います。

〔記〕

【お振込先】

1、銀行振り込みは……三井住友銀行　葛西支店
普通　４７５７６６０
口座名……　公益社団法人　全国脊髄損傷者連合会　宛へ

2、郵便振替は……００１１０－２－１７００７６
加入者名……公益社団法人　全国脊髄損傷者連合会　宛へ
(通信欄に「大阪府北部地震・西日本豪雨支援金」と書いてください)

赤城元理事 大臣表彰される

◀唯一の女性理事として、永年全脊連活動に貢献されてきました。ご苦労様でした。

▼加藤厚労省大臣から代表者に表彰状が手渡され、活動の労をねぎらわれました。

今年度の更生援護功労者に推薦され、
大臣表彰された元理事の赤城氏。
コロナウィルス対策で、忙しい加藤厚労省
大臣出席のもと、講堂にて授与式が行われました。
この後は、皇居にも参内して、天皇、雅子妃とも、歓談できたそうです。
永年にわたって、元気に活動されてきました。後に続く者への良き励ましになるでしょう。
本当にご苦労様でした。

万華鏡 10 マッチの灯を消すなース

千葉県支部 出口 臥龍

今回は尾籠（びろう）なお話。筆者は四肢麻痺の重度障害だ。首から下はまったく動かない。自分で食事ができないばかりか、鼻のアタマに止まったハエすら追い払えない。とうぜん排便もできない。大便は、訪問看護師さんに掻き出していただく。約一時間のあいだ、部屋のなかはエライことになる◆若い時分の話だ。駅のトイレで脱糞していたら、後から入ってきた爺いが「臭っせえなあ。いったい何喰ってやがる」と喚きだした。「おまえの糞は臭くないのか」と応戦するのだが、ウンコは途中で止まらない。ドアを開いたときには、爺いはすでに消えていた。この話を会社の呑み会で披露した。まず古株の女子社員。「一本ずつ、出るたびに流せばいいんです」。一理ある。でも匂いは残るな。若い男社員。「俺、ウンコするときタバコ喫うんすよ。そんとき気付いたんすけど、マッチ擦ると臭いが消えます」「ホンマかっ」◆この≪歴史的大発見≫を伝授し実験すると、訪看さんもビックリ。かくして摘便のあと、かならずマッチを擦るようになった。そのマッチを最近みかけなくなった。需要が減ったからと大手メーカーが撤退したらしい。マッチの灯を消さないよう、皆さん、どんどんマッチを使いましょう。

1977.12.3 第３種郵便物認可
（発行日）2020.3.15 SSKP 通巻第7385号

兵庫県支部が 再 始 動 しました

昨年２月に兵庫県支部の中島支部長が急逝されてから休眠状態であった兵庫県支部ですが、新支部長に三戸呂克美氏が選出されて再始動することになりました。事務局長には宮野秀樹氏が就任されて、三戸呂・宮野体制での船出となりました。

寒風の中の昨年11月30日、兵庫県神戸市にある新長田勤労市民センターにて、八王子市自立生活センターの冨川巧喬様に講師としてお越しいただいて、兵庫県支部再始動記念シンポジウム「相談支援について」を開催しました。

全国脊髄損傷者連合会の本部からは大濱代表理事と安藤事務局長が参加しました。近畿・東海ブロックから和歌山県支部の上道廣己支部長、同じく和歌山県支部の田畑修康氏、奈良県支部の平岡俊二支部長が参加されて、兵庫県支部再始動に花を添えてくださいました。

三戸呂支部長は「長い間、中島前支部長が支えてきてくださった兵庫県支部ですが、本日ここに集まって下さった皆様とともに中島さんの想いを胸に再出発をしたい」とご挨拶されていました。

宮野新事務局長は、「今回の脊髄損傷者連合会・兵庫支部の再始動はその起点とし、多くの障害の枠を超えた「拠点作り」を目指したい」と仰っていました。

昨今の気象変動や大地震等で大きな災害が毎年のように起きています。こうした状況であるからこそ連合会の各支部がしっかりと機能して、会員同士で助け合っていく全国的なネットワークが不可欠です。本部としても高齢化が進んでいる各支部の状況をなんとかして改善し、世代交代の支援をしていければと考えています。（安藤）

全国脊髄損傷者連合会支部所在地一覧　2020年1月7日現在

	支部長名	支部名	郵便番号	所　在　地	電話番号	FAX番号
	大濵　眞	本　部	152-0034	東京都目黒区緑が丘2-15-14村上ビル102	03-6421-4588	03-6421-4665
1a	廣島　雄偉	北海道	072-0822	北海道美唄市南美唄町大通５丁目	0126-63-4650	0126-63-4650
1b	竹田　保	札　幌	065-0020	北海道札幌市東区北20条東１丁目5-1大西ビル１F	011-748-6220	011-748-6221
2	山田　憲史	青森県	038-1305	青森県青森市浪岡大字杉沢字井ノ下76-17石橋美智夫方	0172-78-2429	0172-78-2429
3	高橋　智	岩手県	020-0831	岩手県盛岡市三本柳８地割1-3　ふれあいランド岩手内	019-637-8001	019-637-8001
4	三浦　重泰	宮城県	983-0836	宮城県仙台市宮城野区幸町4-6-2　県障害者福祉センター	022-293-5503	022-205-1623
5	小森　一昭	秋田県	010-0922	秋田県秋田市旭北栄町1-5 県心身障害者総合福祉センター内　全脊連	018-896-7750	018-896-7750
6	中島　幸生	山形県	990-2471	山形県山形市羽黒堂475-3 高橋玲子方	023-643-7277	023-643-7277
7		福島県		設立準備中		
8	稲田　康二	茨城県	310-0905	茨城県水戸市石川2-4060-3　館ハイツ	029-252-8486	029-252-8487
9	佐々木清美	栃木県	321-3322	栃木県芳賀郡芳賀町東水沼1931-5	028-677-0676	028-677-0676
10	飯塚　智宏	群馬県	379-2144	群馬県前橋市下川町8-3	027-265-6580	027-265-6580
11	下重　敏子	埼玉県	350-0011	埼玉県川越市久下戸3387-5　菊地方	090-6108-1666	049-293-9898
12	飯岡　秀之	千葉県	285-0831	千葉県佐倉市染井野5-42-7	050-3634-7257	
13	祐成　常久	東京都	124-0025	東京都葛飾区西新小岩1-1-2-207	03-6323-9288	03-6323-9288
14	赤城喜久代	神奈川県	252-0207	神奈川県相模原市中央区矢部新町１番9-101号	042-852-3525	042-852-3525
15		新潟県		設立準備中		
16	土谷　勉	富山県	934-0033	富山県射水市新片町5-118	0766-86-2766	0766-86-2766
17	田中　弘幸	石川県	921-8064	石川県金沢市八日市4丁目403番地　八日市住宅108号	076-240-6980	076-240-6980
18	黒田　泰弘	福井県	919-0474	福井県坂井市春江町西太郎丸3-16-4　竹下輝政方	0776-51-4750	0776-51-4750
19	小林　文彦	山梨県	405-0001	山梨県山梨市西60藤ノ木団地347号　金子一洋方	055-322-7377	055-326-3693
20	玉木　一成	長野県	380-0928	長野県長野市若里5丁目14番3-109号　若里西町団地	026-223-0222	026-223-0222
21	早矢仕幸男	岐阜県	501-2105	岐阜県山県市高富720-28	0581-22-4866	0581-22-4866
22		静岡県		設立準備中		
23	吉田　憲司	中　部	490-1102	愛知県あま市石作北浦120-1	052-441-7867	052-441-7867
24	松田　靖利	三重県	510-0244	三重県鈴鹿市白子町2989-5	059-386-9733	059-368-2700
25	前野　奨	滋賀県	525-0034	滋賀県草津市草津3丁目14-40	077-569-5111	077-569-5177
26	山本　英嗣	京都府	621-0043	京都府亀岡市千代川町小林下戸32-10	0771-20-2319	0771-20-2319
27	羽藤　隆	大阪府	530-0015	大阪府大阪市北区中崎西2丁目3番36号 猿木方	06-6371-3831	06-6371-4854
28	三戸呂克美	兵庫県	674-0068	兵庫県明石市大久保町ゆりのき通2-3-5サウススクエア1-205	078-934-6450	078-934-6450
29	平岡　俊二	奈良県	639-0222	奈良県香芝市西真美3-7-22　本田正弘方	0745-77-5096	0745-77-5096
30	上道　廣己	和歌山県	649-1443	和歌山県日高郡日高川町和佐2223-5 障害者ピアサポートセンター内	0738-53-8068	0738-53-8069
31	福永　幸男	山　陰	682-0946	鳥取県倉吉市横田497	090-1359-6488	0858-28-0097
32		島根県		設立準備中		
33	珍行美貴夫	岡山県	711-0903	岡山県倉敷市児島田の口7-7-4	086-477-6880	086-470-1018
34	高森　誠	広島県	730-0813	広島県広島市中区住吉町21-4　パークヒルズ住吉町301号	082-258-3315	082-258-3315
35		山口県		設立準備中		
36	西原　健一	高知県	780-8040	高知県高知市神田2527-4	090-7570-5091	088-831-4412
37	毛利　公一	香川県	768-0104	香川県三豊市山本町神田1223　長谷川　奨方	0875-63-3281	
38	井谷　重人	愛媛県	790-0054	愛媛県松山市道後北代10-37アドラーブル道後202号	090-2891-0941	089-989-7420
39		徳島県		設立準備中		
40	藤田　幸廣	福岡県	816-0804	福岡県春日市原町3-1-7 福岡県総合福祉センター　6F	092-592-4528	092-592-4528
41		佐賀県		設立準備中		
42		長崎県	857-0134	長崎県佐世保市瀬戸越2丁目5番7-106号　泉福寺住宅８号館	0956-49-3518	
43	福島　光男	熊本県	861-1214	熊本県菊池市泗水町田島597-12　松川健二方	0968-38-7228	0968-38-7228
44	穴見　義博	大分県	879-6635	大分県豊後大野市緒方町軸丸2637　高原政寿方	0974-42-2526	0974-42-2602
45	矢野　光孝	宮崎県	889-1201	宮崎県児湯郡都農町川北11950-2　黒木久志方	0983-25-1496	0983-25-1496
46	前田　究	鹿児島県	899-5656	鹿児島県姶良市西姶良4丁目3-16　入来院　望方	0995-65-8572	0995-65-8572
47	仲根　建作	沖縄県	901-2121	沖縄県浦添市内間5-4-3　ハウジングシーサー101 障がい者ITサポートおきなわ内	098-961-6715	098-961-6716

1977.12.3 第3種郵便物認可
(発行日)2020.3.15 SSKP 通巻第7385号

人工呼吸器からの一時的な離脱を可能に

NeuRx DPS® breathe deep...and live

横隔膜ペーシングシステム

電気刺激により横隔膜を収縮させることで
呼吸補助を行います

人工呼吸器から一時的に離脱が可能となり
患者様と介護者様にとっての
QOLの向上が期待されます

手術は比較的低侵襲な腹腔鏡にて行われます

neurx.info 検索

2019年9月1日より保険収載

USCIジャパン株式会社
東京都渋谷区代々木3-28-6 いちご西参道ビル 4F
TEL：03-6823-1100 FAX：03-5354-8540 http://www.usci.co.jp

Let's walk!

対麻痺の方のための
歩行補助ロボット
WPAL−G

車いすに座ったまま装着
楽な立ち上がり、バツグンの立位安定性
容易な練習ですぐに歩き出せる！

WPAL
Wearable Power-Assist Locomotor

販売元 東名ブレース株式会社
http://www.tomeibrace.co.jp TEL: 0561-85-7355
製造元 アスカ株式会社 ロボットシステム事業部
https://www.aska.co.jp TEL: 0565-51-2755

脊髄損傷などで麻痺してしまった手指や足首。
ほっておくと…徐々に固まっていってしまいます。
それを防ぐには、リハビリを続ける事…
神奈川県 さがみロボット産業特区 重点プロジェクト製品

AIREHA
Power Assist Series

家庭で出来る
「自動リハビリ補助ロボット」

エルエーピー 検索
株式会社 エルエーピー
神奈川県厚木市妻田西1-19-22
046-204-9343

誰もが自由に移動できる空間を作る誘導マット

屋内専用
ユニバーサルデザインの誘導マット
歩導くん ガイドウェイ

誘導ブロックのように視覚障がい者の誘導に活用でき、ピクトグラムを貼り付けると案内サインとしても利用可能です。誰もが自由に移動できる空間を作ります。

利用者の声はホームページに掲載
http://guideway.jp/voice/index.html

導入事例（一例）
公共施設 福祉施設 教育機関 銀行 オフィス スポーツ

きんじょうごむ
錦城護謨株式会社
バリアフリー推進課
072-992-2328
info_bf@kinjogomu.jp
製品の詳細は「ほどうくん」で検索！
ほどうくん

昭和五十二年十二月三日第三種郵便物認可　毎月十八回一・二・三・五・六・七・の日発行
令和二年三月十五日発行　SSKP　通巻第7385号

アイのある技術で、ユニバーサル社会に貢献します。

ニッシン自動車工業は2016年4月より、
”株式会社ミクニ ライフ＆オート”と社名を変更し、新たなスタートを切りました。

Happy car life

車いすを屋根上へ収納
車いす収納装置
オートボックス

車いすに乗ったまま
スムーズ乗降
リモコン式
乗降用リフト

手でアクセル＆ブレーキ
手動運転装置
APドライブ

車いすの積み降ろしを
サポート
車いす収納装置
ウィンチェア

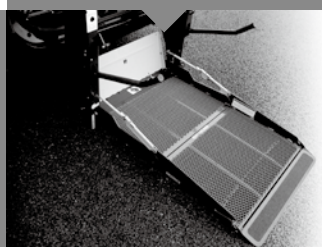

福祉車両総合メーカー

MIKUNI life & auto
Mikuni × Nissin automotive industry

株式会社 ミクニ ライフ＆オート
〒349-1145 埼玉県加須市間口456-1
TEL.0480-72-7221
FAX.0480-72-7223
http://www.nissin-apd.co.jp/

編集人　東京都目黒区緑が丘2-15-14
発行人　（公社）全国脊髄損傷者連合会
東京都世田谷区祖師谷3-1-17
ヴェルドゥーラ祖師谷102号室
障害者団体定期刊行物協会

印刷・製本　コロニー印刷
頒価五〇〇円